

令和 5 年度 自殺対策施策報告書

（ 越谷市自殺対策推進条例第 11 条の規定に基づく報告 ）

令和 6 年（2024年） 9 月
越谷市

－ 目次 －

1	越谷市自殺対策推進条例に関する令和5年度（2023年度）の取組み	1
（1）	自殺に関する調査及び研究	1
（2）	自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進	2
（3）	自殺対策に関する人材の確保及び育成	5
（4）	心の健康づくりの相談体制の整備及び充実	7
（5）	適切な精神科医療が受けられる環境の整備	10
（6）	自殺防止のための包括的な取組の推進	11
（7）	自殺未遂者及びその親族等に対する支援	13
（8）	自死遺族等に対する支援	14
（9）	自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援	15
（10）	子ども・若者の自殺対策の推進	16
（11）	高齢者の自殺対策の推進	20
（12）	労働問題による自殺対策の推進	23
（13）	その他自殺対策に必要な施策の推進	25
2	関連データ	26
	越谷市・埼玉県・全国の自殺死亡率（人口動態統計）	26
3	越谷市自殺対策推進条例	28
4	越谷市いのち支える自殺対策推進計画（施策の体系）	31

1 越谷市自殺対策推進条例に関する令和5年度（2023年度）の取組み

（1）自殺に関する調査及び研究（基本施策）

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに本市の自殺対策事業に還元します。

1-1 市民の意識調査に基づく調査研究

- ・「青少年意識調査」を実施し、市立小学校4年生～中学校3年生、市内の県立高校に通学する児童生徒を対象に、学校を通じて調査票をわたし、二次元コードを介して回答フォームにアクセスしてもらい回答を得た。

【回答数：3,361件、回答率：14.7%】

【こころの健康支援室】

<今後の取組と課題>

- ・毎年の「青少年意識調査」の実施と定期的な「市政世論調査」を通じて、市民の自殺に対する意識の調査・分析を進める。また、年々回答率は上がっているものの、回答率を上げるための方策等について検討する。

【こころの健康支援室】

1-2 自殺の実態に関する調査研究

- ・消防局救急課と1回、獨協医科大学埼玉医療センターと2回の定期連絡会を実施し、市内における自殺（未遂）者の傾向や普及啓発活動の方法、再企図防止について情報交換を行った。また、こころの健康支援室が受理した自殺関連の相談に関し、困難事例については情報を共有し、必要に応じて専門医相談や精神保健事例検討会にてケース検討を行った。

【専門医相談：6回 事例検討会：5回】

【こころの健康支援室】

- ・自損行為に係る救急統計を作成し、こころの健康支援室と共有するとともに、自殺対策研修の資料としても活用した。

【消防局救急課】

- ・自殺対策の課題、施策の方向性の検討ができるような収集・分析方法について今後検討する。

【こころの健康支援室】



<青少年意識調査票>

(2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進（基本施策）

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、社会全体の共通認識になるように、積極的に普及啓発を行います。また、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

2-1 自殺予防週間と自殺対策強化月間について

- ・ 9月、12月、3月に、救急課、東武鉄道株式会社、埼玉県越谷警察署、越谷アルファーズの協力のもと駅頭キャンペーンを実施した。

※3月は議長・市長が参加。

〔普及啓発品の配布：9月500個、
12月1,000個、3月1,000個〕

【こころの健康支援室、消防局救急課】

- ・ 市内の東武鉄道駅構内に、市内小中学校美術部等による「いのちを大切に」をテーマとした作品を年2回展示した。また、自殺予防週間等にあわせて、「広報こしがや」等で啓発記事を掲載した。

〔作品出品校：3校〕

【こころの健康支援室】

- ・ 3月の自殺対策強化月間にあわせて、ストレス緩和に関する本の展示を行った。

【図書館】

2-2 正しい知識の普及啓発

- ・ 広報こしがやに、相談窓口に関する記事（9月・2月号「自死遺族相談」）や、催しに関する記事（9月号「9月10日～16日は自殺予防週間」）を掲載した。3月号では、特集記事「3月は『いきる』を支える自殺対策強化月間 かけがえない命を守るために」を2面に渡り掲載した。

【広報シティプロモーション課】

- ・ 市役所内の行政資料コーナーにおいて、自殺予防などのポスター掲示やリーフレット等の配架を行い、自殺予防の啓発や相談窓口の周知を図った。

【総務課】

- ・ 越谷市国際交流協会に自殺対策関連の啓発リーフレット等の配架を行った。

【市民活動支援課】

- ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（７月）に合わせ、市内高等学校及び大学に啓発品を配布し、越谷市公式ＳＮＳ等にて最重点課題である「インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止」の広報活動を行った。また、協力団体には、強調月間であることに鑑み、団体内外での活動の強化を依頼した。
【青少年課】
- ・夜間急患診療所内に自殺予防などのポスター掲示を行い、相談窓口の周知を図った。
【地域医療課】
- ・市役所献血時に、リーフレットの配布等を行い、自殺防止対策の相談窓口等の周知に努めた。
【生活衛生課】
- ・「こころの体温計カード」を成人式にて配布したほか、こころの健康支援室の関係事業に配付したり、庁内や駅構内のトイレ等に配架し、セルフメンタルチェックに関するＰＲを行った。
【アクセス数：３１，３８３件】
【こころの健康支援室】
- ・市立病院内の掲示スペースに自殺予防のポスターを掲示した。
【市立病院庶務課】
- ・自損行為による１１９番通報で出動した現場で、自殺企図した本人または家族に再企図防止メッセージカードやリーフレットなどを配付した。
【配付実績：１５件】
【消防局救急課】
- ・消防局のホームページに市保健所や県精神科救急情報センターへのリンクを設定し、消防局のホームページからも相談窓口につながるようにしている。
【アクセス件数：５３９件】
【消防局救急課】
- ・様々な悩みに対するアドバイスをＱ＆Ａ形式で示した「教育相談サポートブック」をホームページに掲載し、自殺防止対策の相談窓口や地域の支援機関等を含めた情報の周知に取り組んだ。
【教育センター】
- ・弁護士会館内で実施される法律相談において、「こころの体温計カード」及び「リーフレット」の配架を行った。
《埼玉弁護士会越谷支部》
- ・ハローワーク越谷において、自殺予防などのポスター掲示やリーフレットの配架を行い、自殺予防啓発を実施した。
《ハローワーク越谷》

2-3 市民向けの講演会等の実施

- ・男女共同参画支援センターで、情報誌「みてみて ほっと越谷」を年に2回発行した。また、ハラスメント、DV、子育て、介護、健康、防災、性の多様性など、様々なテーマを扱った講座を行った。[計44事業（実施回数378回）]
[参加者数：3,376人]
【人権・男女共同参画推進課】

- ・人権教育に関する講座の実施や広報紙への人権啓発文の掲載等、人権啓発の一環として自殺対策の普及啓発活動を推進した。特に、中学校人権教育講演会では、中学生を対象に、人の命や権利を大切にする心を育てるための講演会を開催し、命の尊さについて考える学習機会を提供した。
【生涯学習課】

<今後の取組と課題>

- ・自殺予防を意識した配本を行っていく。
【図書館】
- ・広報紙において定期的に特集を掲載できるよう、担当課との調整を図るほか、ホームページのコンテンツの充実を図られるよう助言をしていく。
【広報シティプロモーション課】
- ・多くの世代に環境保全とともに命の大切さを伝えられるよう努める。
【環境政策課】
- ・家族教室等を開催して知識の普及啓発を進め、市民一人ひとりが精神障がい者にも理解ある地域社会を構築していく。
【こころの健康支援室】
- ・人権教育に関する講座の実施や広報紙への人権啓発文の掲載等、人権啓発の一環として自殺対策の普及啓発活動推進に努める。
【生涯学習課】



<越谷駅における美術作品展示>

(3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成（基本施策）

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、さまざまな分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要になっていることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施します。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。さらに、これらの地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材も養成します。

3-1 市民を対象とする研修の実施

- ・認知症サポーター養成講座を開催し、高齢者やその家族が地域で安心して生活ができるよう、認知症に関する正しい知識の普及、啓発を行った。

【受講者数：3,378人】

【累計受講者数：52,832人】

【地域包括ケア課】

- ・順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院の医師による専門医相談、臨床心理士による事例検討会を年間6回行い、医師同行による家庭訪問や来所相談にて疾病性の見立てを行ったり、希死念慮を訴える事例等についての事例検討会を実施し、職員のスキルの向上に取り組んだ。

【こころの健康支援室】

3-2 市職員の資質向上

- ・自殺予防に関する研修として、管理職を対象とした特別研修「ゲートキーパー研修」を実施した。

【受講者：合計28人】

【人事課、こころの健康支援室】

- ・市職員及び教育委員会出前講座等の関係から、市立小中学校の教職員、県立大学職員等向けにゲートキーパー研修を実施した。

【受講者：287人】

【こころの健康支援室】

- ・職員階層別研修（新採用、初級、中級、上級、主幹級、課長級）及び特別研修（管理職員メンタルヘルス）において、「メンタルヘルス」に関する研修を実施した。

【受講者数：合計392人】

【人事課】

- ・救命医や警察職員、自死遺族の会、埼玉いのちの電話等を講師とし、市職員等を対象とした自殺対策研修会を実施した。

【受講者：24人】

【こころの健康支援室】

- ・市立小・中学校の校務主事研修の際に服務に係る説明の一環として、自殺対策推進計画等の概要を全体に周知した。

【学校管理課】

3-3 専門領域におけるゲートキーパー等の育成

- ・保健師人材育成研修において精神保健にかかる研修会への参加及び復命研修による情報共有を図った。

【保健総務課】

<今後の取組と課題>

- ・市民向けゲートキーパー研修について、講義形式だけでなく、ロールプレイング等の実践的な研修内容を取り入れていく。

【こころの健康支援室】

- ・市職員向けゲートキーパー研修をゲートキーパー人材養成事業と位置づけ、引き続き実施する。ロールプレイ等、ゲートキーパーとしての実践的な研修内容も取り入れていく。

【人事課、こころの健康支援室】

- ・市職員のメンタルヘルスに対する理解がより深まるよう、講座の内容について検討し継続して実施する。

【安全衛生管理課】

- ・こころの健康支援室で行っている相談支援事業について、研修会の中で紹介し、精神的なケアが必要と思われる方に対し、市の相談窓口の存在及び連絡先等を案内してもらうよう呼び掛けていく。

【保健総務課】

- ・ゲートキーパー研修等を研修日程に組み込むこととし、弁護士会内での自殺対策の関心を高め、実際の対応が可能になることを目指す。

≪埼玉弁護士会越谷支部≫

(4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実（基本施策）

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点とともに、社会・経済的視点を含む包括的な取組が重要です。自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療にあたる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにしていきます。また、さまざまな分野の組織、団体が密接に連携しながら自殺対策の取組を包括的に実施できるように、相談窓口などで対応する人員が自殺に関する基礎知識を身につけるなどの対応を図ることで、相談体制の整備及び充実を図っていきます。

4-1 自殺リスクのある方への支援と専門相談の充実

- ・女性・DV相談支援センターや男女共同参画支援センターにおいて、電話相談や面接相談のほか、必要に応じて関係機関等への同行支援（5件）を行った。

[相談件数：延べ873件のうち、DV相談441件]

【人権・男女共同参画推進課】

- ・自殺リスクを軽減するため、市民相談及び交通事故相談を受け、問題解決に向けて適切な助言を行った。

[市民相談件数：1,150件]

[交通事故相談件数：35件]

【くらし安心課】

- ・犯罪被害者支援総合的対応窓口を設置し、犯罪被害者が抱える問題について、問題解決に向けて適切な助言や関係機関への案内を行った。

[相談件数：2件]

【くらし安心課】

- ・「なんでも相談窓口」において、問題解決に向けて適切な助言や関係機関への案内を行った。

[相談件数：71件]

[窓口案内：3,093件]

【くらし安心課】

- ・精神保健福祉相談として、電話相談や来所相談、家庭訪問、受診援助等による支援を行った。

[相談件数：延べ5,378件のうち、自殺関連225件]

【こころの健康支援室】

- ・医療連携室内にある相談窓口にて、看護師・ケースワーカーが電話や面談を通じ、患者や家族の相談に対応した。内容は、医学的、経済的、社会的、心理的な相談から、在宅への支援や転院先についての相談まで、多岐に渡る支援を行った。

[相談件数：延べ16,415件]

【市立病院医事課】

- ・消防局へ自殺企図をうかがわせる電話があった場合、「埼玉県こころの電話」等の各種相談窓口や医療機関を紹介するなどの対応をした。

【消防局指令課】

4-2 生活困窮者・障がい者への相談支援

- ・納税相談等において、多重債務や生活困窮等の状況に応じて、該当する相談窓口につないだ。

【収納課】

- ・「生活自立相談よりそい」において、生活困窮者の自立を図り、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を行った。

[就労準備支援事業利用者： 40人]

[自立相談受付件数： 484件]

[住居確保給付金支給世帯：延べ11世帯]

[家計改善支援開始件数： 10件]

【生活福祉課】

- ・市が委託する「障がい者等基幹相談支援センター」において、障がい児者等の地域における生活を支援し、自立及び社会参加の促進を図るための相談や情報提供などを行った。

[北部障がい者等基幹相談支援センター相談件数：4,121件]

[東部障がい者等基幹相談支援センター相談件数：4,320件]

[南部障がい者等基幹相談支援センター相談件数：6,915件]

[西部障がい者等基幹相談支援センター相談件数：7,612件]

【障害福祉課】

- ・心配ごとや悩みごとを抱えている方又は精神科や心療内科を受診している方が就労活動をする際には、精神障害者雇用トータルサポーター（精神保健福祉士）及び発達障害者雇用トータルサポーター（精神保健福祉士）が相談支援を実施した。

《ハローワーク越谷》

- ・低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対して、生活福祉資金23件、福祉資金138件、教育支援資金8件の貸付を行った。また、また就学に関する支援策について情報提供を行った。

《越谷市社会福祉協議会》

4-3 妊産婦・子育て世代への相談支援

- ・地域子育て支援センター14か所における子育て講座の開催により、参加者間の交流を促進した。また、一時預かり事業や育児相談への対応等により子育て中の保護者の孤立化を防ぐ取組を行った。

[子育て講座延べ利用者数：16,381人]

[一時預かり事業延べ利用者数：4,317人]

[育児相談延べ利用者数：3,002人]

【子ども施策推進課】

- ・保育施設や担当課窓口等において、保育コンシェルジュが保護者や職員からの相談を受け、内容に応じて関わりのある窓口と情報共有をする中で、保護者や児童の状況を把握し、相談や助言を行いながら、保護者の孤独化を防ぐ取組を行った。

【保育入所課】

- ・各児童館に専任の子ども家庭相談員を1人配置し、子どもや家庭についての相談を受けた。

[児童館コスモス相談件数：467件]

[児童館ヒマワリ相談件数：145件]

【児童館コスモス・児童館ヒマワリ】

- ・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期療育につなげるとともに、育児相談を行い、育児不安の軽減を図った。

[受診率：平均94.1%]

【健康づくり推進課】

- ・妊娠届出時の面談及び産前の電話フォロー等で、出産・育児の不安の軽減を図り、自殺のリスクの軽減に取り組んだ。
【母子健康手帳等交付数：2,318件】
【健康づくり推進課子育て世代包括支援センター】

4-4 児童生徒・保護者に対する相談支援

- ・家庭児童相談室において電話、来室により相談を受けた。また、3歳児健診に参加し、養育不安の早期発見に努めるとともに、関係相談機関と事例検討会を行い、相談員の質の向上を図った。
【相談件数：延べ2,098件】
【子ども福祉課】

- ・経済的理由により、就学が困難と認められる小学校就学予定者及び学齢児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給した。
【受給者数：小学校就学予定者266人、児童2,553人、生徒1,553人】
【学務課】

- ・教育相談として、来所相談5,621件、ハートコール（子ども専用電話相談）16件、メール28件の対応（いずれも延べ件数）を行った。SNS相談は、全小中学生を対象に、2学期始業式前後の24日間で、84件の相談を受けた。
【教育センター】

- ・学校相談員による相談件数は延べ11,664件で、児童生徒一人一人が抱える悩みを聴き、解決策をアドバイスした。また、スクールソーシャルワーカーの相談件数は延べ1,105件で、支援が必要な家庭に対しては、家庭訪問を中心に相談し、関係機関との連携を図った。
【教育センター】

<今後の取組と課題>

- ・引き続き、埼玉司法書士会越谷相談センターにて総合相談を実施し自殺リスクの軽減に努める。

《埼玉司法書士会》

- ・保険税等に関する相談を受ける際、引き続き対象者の状況把握に努め、必要に応じて相談窓口につなげる。

【国保年金課】

- ・引き続き、一時的な生活困窮状態の方、緊急的に援護が必要な方に対し、支援の提供に努める。

《越谷市社会福祉協議会》

- ・気軽に利用、相談できる場を提供することが保護者の孤立化を防ぐため、提供できる支援を検討する。

【子ども施策推進課】

- ・精神疾患や産後うつ既往がある妊婦、自殺企図歴のある妊婦に対して、地区担当保健師や他課と連携しながら適切な支援をしていく。

【健康づくり推進課子育て世代包括支援センター】

- ・産科医療機関等と引き続き連携し、産後うつについて広く周知する。

【健康づくり推進課】

- ・相談室を今までの相談機能に加えて、居場所としての機能も有する場所となるよう、学校相談員の研修の充実を図る。

【教育センター】

(5) 適切な精神科医療が受けられる環境の整備（基本施策）

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組を充実します。また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題などさまざまな問題に対して包括的に対応することが必要です。そのため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにしていきます。

5-1 医療と結びつくための支援の充実

- ・ 県精神科救急情報センターが休日夜間に行っている緊急的な精神医療の電話相談事業について、広報紙、市ホームページ、チラシ等を通じて周知を図った。

【地域医療課】

- ・ 医療機関に関する相談の中で、相談者から精神面に関する心配事や自殺をほのめかす旨の発言があった際、こころの健康支援室で相談が受けられる旨を伝え、連絡先を案内した。

【保健総務課】

- ・ 医療機関の情報提供を求める相談者だけでなく、相談者との面接等からうつ状態により「死にたい」等の意思が聞かれる場合には、傾聴とともに積極的に「こころの医療機関マップ」を活用して、精神科医療へつながる支援をした。

【こころの健康支援室】

5-2 医療機関との連携強化

- ・ 5月と3月に市保健所管内において精神科病院連絡会議を実施して、市内精神科病院との連携強化に取り組んだ。また、県保健所や県精神科救急情報センターとも情報交換をすすめ、市民が適切な医療が受けられるよう努めた。

【こころの健康支援室】

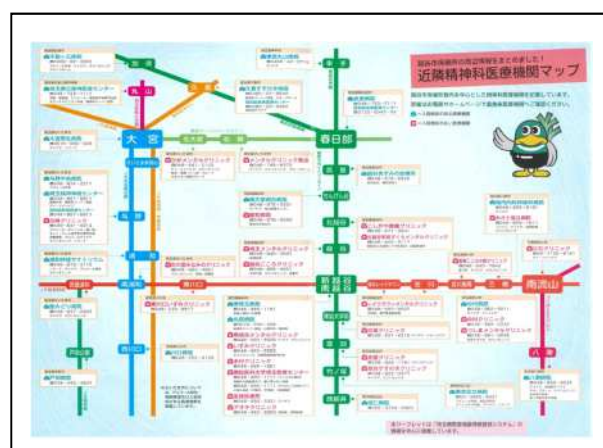
<今後の取組と課題>

- ・ 近隣市町におけるメンタルクリニック等の開院時には、医院の了承を得て「こころの医療機関マップ」を更新していく。

【こころの健康支援室】

- ・ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のために、令和2年度より保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けたため、その機能強化を図っていく。

【こころの健康支援室】



<こころの医療機関マップ>

(6) 自殺防止のための包括的な取組の推進（基本施策）

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市などの行政機関、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化し、さらに自殺対策の担い手として心身の健康を保持しながら、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

6-1 地域におけるネットワークの強化

- ・法務省主唱「社会を明るくする運動」強調月間である7月に合わせ、広報こしがや及び市ホームページ等に運動について掲載等したほか、駅前オーロラビジョンでの啓発動画を放映するなど普及啓発活動の実施及び更生保護活動への助成を行った。

[越谷地区保護司会

：2,065,680円]

[越谷地区保護司会越谷支部会

：730,000円]

[越谷地区更生保護女性会

：160,000円]

【福祉総務課】

- ・地域包括支援センターが、支援を必要とする高齢者の状況を踏まえた具体的な支援策を検討し、個別事例を通じた地域課題を把握していくケース検討会議と各地区の協力機関・団体等との交流を通じて、「顔の見える関係」を築く場及び各地域における課題を検討する場として、地域包括支援ネットワーク会議を開催した。

[個別検討会議開催回数：32回]

[ネットワーク会議開催回数：28回、

参加人数：延べ1,201人]

【地域包括ケア課】

- ・駅ホームや踏切への飛び込み事故が年間数回確認されていることから、東武鉄道株式会社と情報交換し、自殺対策をすすめるため、踏切2か所と、市内東武鉄道6つの駅ホームの両端に「いのちの電話」のポスター掲示及び駅構内における作品展示に協力してもらうなど、連携をすすめた。

【こころの健康支援室】

- ・市内の道路、公園等を日常パトロールする中で、ホームレス及び自殺リスクのある方を発見した際は、関係課所への情報提供を行った。

【道路総務課、維持管理課、公園緑地課】

- ・活動の基本である断酒例会の令和5年度開催実績は35回/年(前年比103%)、参加者数490人/年(対前年143%)と大幅に増加した。断酒会の活動である断酒例会の場、電話酒害相談の機会に自殺のおそれのある方を把握した場合は、速やかにこころの健康支援室と連携し対応するよう努めた。

《越谷断酒会》

- ・こころの健康支援室、越谷アルファーズと合同で駅頭でのキャンペーンを実施し、自殺企図防止の啓発活動を行った。自殺企図事案を認知した場合は、こころの健康支援室等に自殺企図者、家族等の情報を提供するなどし、再企図防止に努めた。

《越谷警察署》

- ・基本である断酒例会、酒害相談を中心とした活動の中で、こころの健康支援室と連携し、適切な対応を講じていく。コロナ感染症が５類に移行したが、多量飲酒者は増加傾向にある。酒害相談の機会を活用し、多量飲酒者（酒害者）の孤立化防止に努める。

《越谷断酒会》

6-2 庁内における連携強化

- ・市職員の健康相談に適宜対応した。相談件数は延べ８２２件。長時間労働者に対する産業医面接を実施。面接件数は延べ１２６件。ストレスチェックは１１月に実施し、高ストレス者への面接を行うとともに職場全体のストレス状況分析を所属長へ還元した。これらの事業を通じて職員の心身の健康維持増進を図った。

【安全衛生管理課】

- ・学校からの情報提供を受け、虐待の疑いがある児童生徒の家庭に、教育センター配置の４人のスクールソーシャルワーカーが家庭訪問を実施した。また、教育センターでの面談の際に虐待が疑われたケースについては、関係機関との連携を強化した。

【教育センター】

＜今後の取組と課題＞

- ・毎月行われる民生・児童委員の定例会での相談支援や情報提供を引き続き行い、委員の活動支援を図る。

【福祉総務課】



＜踏切におけるポスター掲示＞

(7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援（基本施策）

医療機関等との連携による自殺未遂者支援の取組検証などを踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化します。また、自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援を充実します。

7-1 自殺未遂者に対する早期介入

7-2 自殺未遂者の親族等への支援

- ・越谷警察署から自傷行為等の通報や処遇相談が入った場合は、警察署に赴いて本人や家族と面接を行い、適切な医療へつなぐための連絡調整、その後の地域生活継続のための定期的な電話連絡や家庭訪問、受診援助等を行った。

【こころの健康支援室】

- ・自殺未遂者相談支援事業の協力医療機関である獨協医科大学埼玉医療センターからの要請を受け、保健所職員が病院を訪問して自殺未遂者やその親族等と面接を行った。令和3年度は16件、令和4年度は20件、令和5年度は19件。その後は電話相談や来所相談、家庭訪問等による支援対応を行い、支援期間終了後の個別継続フォロー（継続相談は5件）についても行った。

【こころの健康支援室】

- ・自殺企図者に係る緊急通報の際は救急車を出動させ、関係機関等への情報提供を行い、再発を防止するための支援を行った。

【消防局指令課】

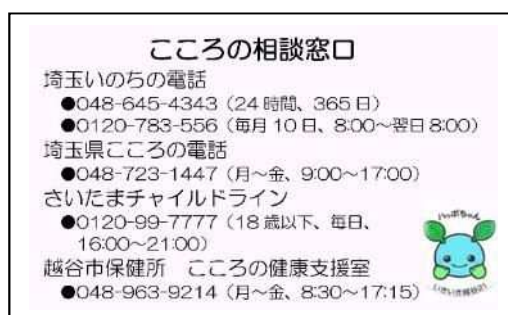
- ・携帯しやすい名刺サイズの「再企図防止メッセージカード」を作成し、消防局救急課との庁内連携にて、自殺未遂等による救急不搬送者があった場合に当事者へ配付してもらう取組を行った。

【こころの健康支援室】

<今後の取組と課題>

- ・中学生や10代など若年者の自殺未遂者が増加しているため、教育関係機関との連携を強化する。また、自殺未遂者の家族親族向け教室の開催に向けて、専門家や自殺対策に関する活動を行う民間団体との連携を強化する。

【こころの健康支援室】



<再企図防止メッセージカード>

(8) 自死遺族等に対する支援（基本施策）

自死遺族等に対する迅速な支援を行うとともに、必要な支援情報が得られるよう情報提供の拡充を図ります。また、遺族の自助グループ等の地域における活動や遺族の会同士の連携に関する支援をします。

- ・交通遺児等の支援に係るリーフレットを窓口を設置するとともに、年に2回広報紙に記事を掲載することで広く周知を図った。また、市内では100円募金を実施し、115,500円を埼玉県交通安全対策協議会宛てに送金した。

【くらし安心課】

- ・分かち合い・支えあいの会代表者を招いて、自死遺族相談を実施した。また、自死にかかる電話相談等があった場合、当会の定例会へつなぐ支援を行い、当会からの相談についても積極的に対応した。

【実施日：2日間、レビュー：2回】

【こころの健康支援室】

- ・分かち合い・支えあいの会（自死遺族の会）について、感染対策を徹底し、対面での分かち合いを毎月1回開催した。自死遺族同士だけでなく、自死遺族の会を支える支援者との交流を持つ機会も設けた。

《分かち合い・支えあいの会（自死遺族の会）》

<今後の取組と課題>

- ・市民に対して様々な媒体を通じて、情報提供を行い、「こころの体温計」を通じて、市民のセルフメンタルチェックの重要性を情報提供していく。

【こころの健康支援室】

- ・対話中心の分かち合いだけではなく、遺族同士でできるイベント等を検討していく。

《分かち合い・支えあいの会（自死遺族の会）》



<こころの体温計カード>

(9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援（基本施策）

自殺対策に関する活動を行う民間団体に対して、組織運営や人材育成、資金確保等の面で必要な支援を行います。公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促すとともに、連携体制が円滑に機能するように優良事例に関する情報提供等の支援を行います。

- ・自殺対策に関する活動を行うNPOに対し、市民活動支援センターによる団体支援のほか、ななサポまつり等のイベントを実行委員会と協力して検討・実施することで、団体及び住民相互の連携強化を図った。

【市民活動支援課】

- ・自殺対策に関する活動を行うNPOや市民活動団体も利用できる越谷しらこぼと基金事業の活用促進を図るため、広報紙やホームページへの掲載のほか、市民活動支援センター登録団体へ周知を行うなど、積極的な周知啓発に努めた。

【市民活動支援課】

- ・「大切な人との死別により、喪失の苦しみなどの心身の反応（グリーフ）を抱えた人々を支援する」を目的として活動する、グリーフサポート埼玉（埼玉・生と死を考える会）を本市として後援した。

【こころの健康支援室】

- ・埼玉いのちの電話の電話相談ボランティア募集説明会を中央市民会館で開催し、本市として共催した。

【こころの健康支援室】

<今後の取組と課題>

- ・越谷しらこぼと基金事業の更なる利用を促すとともに、団体がより活用しやすい制度設計を検討する。

【市民活動支援課】

- ・自殺対策推進計画においても官民協働による取組が重要なことから、地域ぐるみの取組をすすめていく。

【こころの健康支援室】

(10) 子ども・若者の自殺対策の推進（重点施策（A））

全国的に見ると、全体の自殺死亡率が低下する中で、子ども・若者の自殺死亡率は横ばいとなっており、国は子ども・若者の自殺対策に重点的に取り組むべきこととしています。

本市の20歳未満や20歳代の若年者の自殺者数は、実数としては中高年より少なくなっていますが、自殺死亡率を全国の市町村と比較した指標では、20歳未満が上位20～40%に入るなどやや高くなっています。また、市政世論調査では、死にたいと思ったことがあるという回答が男女とも18～29歳、30～39歳で高くなっています。青年期（15～24歳）では死亡原因の半数近くを自殺が占めていることもあり、子ども・若者の自殺対策の推進が必要とされています。

A-1 居場所づくり

- ・ 貧困の連鎖の防止のため、生活保護世帯・生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、療育に関する保護者への助言を実施した。

[子どもの学習教室参加人数：93人]

(小学生：19人、中学生：33人、高校生等：41人)

【生活福祉課】

- ・ おもちゃ図書室は、センター利用者等が自由に利用できるスペースとして、保護者同士の交流や障がい児の居場所づくり、交流の場となった。

【児童発達支援センター】

- ・ 各児童館ともに「子育て支援事業」として、乳幼児とその保護者が参加できる事業を実施した。

[児童館コスモス 25事業、

実施回数 : 951回、

延べ参加者数 : 24,536人]

[児童館ヒマワリ 36事業、

実施回数 : 1,571回、

延べ参加者数 : 36,314人]

【児童館コスモス・児童館ヒマワリ】

- ・ どんな状況の子どもたちにも、平等に接しながら科学に関する体験を実施することで、学校に行きづらいと思っている子どもたちも安心できる居場所を提供した。

【科学技術体験センター】

A-2 自殺の予防を考える教育の実施

- ・ 児童生徒及び保護者を対象に年2回発行している「教育だよりこしがや」において、教育相談窓口に関する記事を掲載し、周知を図った。

[発行部数：各30,000部]

【教育総務課】

- ・ 情報モラル研修会や出前研修会等を実施し、教員の情報モラル教育に係る指導力向上を図った。また、児童生徒や保護者を対象とした情報モラル講座を実施した。

【教育センター】

- ・ こころの健康に関する図画を市内小中学生より募集し、メンタルヘルスを日頃から身近に感じてもらい、子ども・若者の自殺対策に関する意識の高揚を図るため、こころの健康図画コンクールを実施した。

[応募数：174点]

【こころの健康支援室】

A-3 教職員に対する研修等の実施

- ・市内小中学校の生徒指導主任を対象とした実践的な研修を年間8回実施した。また、生徒指導提要改訂を受けた「生徒指導の手引き」を改訂し各学校へ配布した。

【指導課】

- ・児童生徒が自己を見つめ、物事を多面的及び多角的に考え、自己の生き方について考えを深めることができるような授業の工夫や、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図るため、各種研修会や授業研究会を実施した。

【教育センター】

A-4 いじめや不登校等への相談支援の充実

- ・青少年相談室では、週4日専門の相談員が対応し、青少年の非行、問題行動で悩んでいる保護者や悩みを抱えている青少年を対象に、相談事業を実施した。

[年間相談件数：延べ330件、新規相談件数：31件]

【青少年課】

- ・「わくわく体験プロジェクト」として、不登校を実際に経験した本人やその保護者をゲストスピーカーに迎えるなどし、不登校体験談を聞き、参加者同士の意見交換や交流を実施した。

[年3回、参加者数：延べ70人]

【青少年課】

- ・各小中学校へ9月にいじめ防止リーフレットを配付し、担任等がいじめ防止についての指導を行った後、小学生は連絡帳等、中学生は生徒手帳等に貼り付けてもらった。このことにより、児童生徒は、常にいじめ防止の意識を高める機会を得るとともに、いじめ等で困ったときの相談窓口連絡先を確認することができるようになった。

【指導課】

- ・ネットパトロールを実施し、緊急性の高い「要削除」の投稿等は発見されなかった。しかし、内容を確認し、実情に応じた対応が必要である「要確認」のSNSへの投稿等は、検索結果で45件が発見され、各学校に対応を依頼した。

【指導課】

A-5 障がい児・保護者に対するサポート体制の整備

- ・早期療育教室として、心身の発達に支援が必要な、幼稚園や保育所（園）に通っていない児童を対象に、療育・訓練等を実施した。また、保護者の不安や負担の軽減を図るために同時に家族支援も行った。

[成長や発達が気になる概ね3歳未満児：いちご教室74回、つくしんぼ教室68回]

[成長や発達が気になる概ね3歳以上児：はとぽっぽ教室73回]

[肢体機能に遅れのある児：たけのこ教室31回]

【児童発達支援センター】

- ・乳幼児健康診査から把握した、発達の違い等の心配がある児に対し、専門医師による診察・相談を実施し、必要に応じて専門医療機関を紹介した。

〔相談延べ人数：515人〕

【健康づくり推進課】

- ・指導員による発達支援訪問を市内小中学校44校において年間2回ずつ実施した。各学校において児童生徒の実態把握を踏まえ、その後の支援策を専門的な知見から指導を実施し、教職員の児童生徒理解力を磨くとともに、児童生徒へのきめ細かな支援を行った。

【教育センター】

＜今後の取組と課題＞

- ・居場所づくりを通じて子どもや保護者の孤立化を防ぐとともに、悩みを抱えているときには相談を通じて適切な支援につながるよう配慮する。

【生活福祉課】

- ・体験学習として、新規メニュー等の開発や企画展示を充実させていく。

【科学技術体験センター】

- ・ふれあいサロンの数の差が地区ごとにあるため、事業のPRを図り、開催会場の増加につなげる。

《越谷市社会福祉協議会》

- ・ネットいじめやネットトラブルなどから児童生徒を守り、児童生徒が情報社会で適正な活動を行うための基礎になる考え方や態度を育成していく。さらに情報モラル教育に関する教職員の指導力向上に向けた研修の充実を図っていく。

【教育センター】

- ・青少年相談室について、相談事業を広く周知し、相談窓口のより一層の充実を図る。また、気軽に悩みを打ちあけられる相談体制の強化を図る。

【青少年課】

- ・NPO法人越谷らるご、教育センター、生活自立相談よりそい等、関係機関・団体との「ひきこもり支援連絡会議」を定期開催して、連携強化を図る。

【こころの健康支援室】

- ・児童発達支援センターにおいて児童の発達支援を行うとともに、引き続き保護者に対し、不安を軽減するための相談支援を行う。

【児童発達支援センター】

- ・発育発達相談について、民間の児童発達支援事業所や児童発達支援センター等との連携を図る。

【健康づくり推進課】

- ・発達支援訪問について、令和6年度も引き続き指導員による教員への訪問指導を行い、児童生徒の理解力を磨くとともに、きめ細かな支援を行う。訪問後は、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に児童生徒の適切な支援の充実を図る。

【教育センター】

- ・児童生徒向けの「SOSの出し方に関する教育」について、今後も指導課及び教育センターと連携して実施を検討する。

【こころの健康支援室】



<令和5年度自殺予防ポスター>

(11) 高齢者の自殺対策の推進（重点施策（B））

高齢者は心身の健康問題や老老介護などさまざまな生活課題を抱えていることが多く、それらの課題の中には自殺の原因となるものが少なくありません。

本市の自殺者数を属性別に見ると、第1位が「男性60歳以上無職同居」、第2位が「女性60歳以上無職同居」となっており、高齢者が自殺者数の上位を占める結果となっています。全国の市町村と比較した指標では70歳代が上位20～40%に入っており、高齢者の自殺対策は喫緊の課題となっています。

B-1 高齢期の自殺リスクのある方への 支援の充実

- ・介護保険料の減免要件は、低所得の高齢者が対象のため、減免相談を行うにあたり、生活状況や家族の経済状況も併せて判断するよう努め、生活困窮の世帯であれば、自殺のリスクを考慮し生活保護の相談についても含め、担当課への相談を促した。

【介護保険課】

- ・難病患者支援事業については、患者、家族、遺族、専門職等を対象に研修会、交流会、講演会を開催した。

[東部ブロック難病訪問相談員育成研修会
：参加者 135人]

[東部ブロックALS交流会
：参加者 32人]

[東部ブロック難病医療講演会
：参加者 90人]

[訪問相談員育成研修会
：参加者 39人]

【感染症保健対策課】

B-2 居場所（住まい）の確保

- ・主に市内在住の60歳以上の方を対象に、高齢者の社会参加を促進し、生きがいを支援するため、空き店舗等を活用した高齢者の居場所を提供した。講座やイベントについても、感染対策を講じながら徐々に再開しており、参加者数の回復が見られた。

【「ふらっと」がもう ：来場者数8,657人】

【「ふらっと」おおぶくろ：来場者数9,487人】

【地域共生推進課】

- ・居場所をつくり孤立を防ぐため、市内の高齢者などを対象に会食会や茶話会を実施した。

[会場13か所、ボランティア数169人、参加者数：延べ2,659人]

《越谷市社会福祉協議会》

B－3 社会参加の促進と孤立予防

- ・新規に開設した事業所に介護支援ボランティア受入施設の登録の依頼をし、登録事業所数は121施設となった。また、登録に係る手帳の発行や付与されたポイントに対する交付金の振込み等を行った。
[登録者数：104人、活動回数：1,204回]
【地域共生推進課】

- ・自ら集積所へごみを持ち出すことが困難な高齢者のみの世帯及び障がい者のみの世帯に対し、ふれあい収集として週に1度個別に訪問し、ごみの収集と声かけを行った。ごみが排出されていない場合や本人が留守の場合などには、ケアマネージャーや家族に連絡して安否確認を実施した。
[令和6年3月末現在：618世帯]
【リサイクルプラザ】

- ・65歳以上の方を対象に、健康の保持・増進や生きがいづくり、介護予防の必要性や運動を始めるきっかけづくりを目的とした「65歳からのいきいき元気教室」を行った。
[全6回参加者数：延べ57人]
【スポーツ振興課】

- ・有料の家事支援サービス「ほほえみサービス」について、掃除や調理など延べ342人からの依頼に対し、1,352回（1,858時間）スタッフを派遣した。

≪越谷市社会福祉協議会≫

B－4 要介護者・家族への相談支援の充実

- ・介護保険パンフレット「あんしん介護保険」を作成し、地域包括支援センターや公共機関等の窓口に配架をすることで、介護保険制度やサービスの周知を行った。また、ダブルケアに対応すべく子育て支援の案内についても「あんしん介護保険」内に記載した。また、令和5年度は3件の出張講座の講師依頼があった。
【介護保険課】

B－5 地域における社会資源の活用

- ・広報こしがやにおいて年2回、緊急通報システムについての周知を行った結果、相談件数・申請件数の増加につながった。
[設置台数：令和3年度102台、令和4年度111台、令和5年度121台]
【地域包括ケア課】

- ・理容所や美容所に出向くことが困難な要介護高齢者及び障がい者等について、理容師や美容師が自宅を訪問し、理容・美容サービスを行うための出張費を助成した。
[利用者実数：68人（高齢者58人、障がい者10人）]
【地域包括ケア課】

<今後の取組と課題>

- ・高齢による認知症やADL低下等、こころの健康支援室のみでは対応困難な事例も増加しているため、関係部署や各地域包括支援センターとの連携協働を進める。

【こころの健康支援室】

- ・みまもり・あんしん事業について今後もニーズがさらに高まるため、安否確認の方法や利用料などの運用を見直し、新規受付の再開を目指す。相談対応は引き続き実施し、代替制度の案内等を行う。

《越谷市社会福祉協議会》

- ・「ふらっと」がもう及び「ふらっと」おおぶくろの活動方法の検討や周知活動を行い、引き続き利用促進を図っていく。高齢者のみならず、認知症の方及びその家族の居場所づくりや認知症に対する意識啓発を図るための取組を行っていく。

【地域共生推進課】

- ・単身者を含む高齢者世帯、障がいのある方や子育て中の親などに対象者を拡大するとともに、参加者同士の交流などを目的とした広域の「居場所」の提供を行うボランティアグループを対象に活動費を助成する。

また、ボランティアグループが主体的に地域の実情に合わせた柔軟な活動ができるよう支援を行う。

《越谷市社会福祉協議会》

- ・介護支援ボランティア登録者の活動先について、引き続き受入施設やボランティア登録者の増加を図るなど、本制度の充実に努めていく。

【地域共生推進課】

- ・ごみの収集体制の検討を行うほか、増加する申請件数に対応するため関係各課（福祉部門）との連携を推進し、高齢社会に順応した取組を行っていく。

【リサイクルプラザ】

- ・高齢者を取り巻く環境（高齢夫婦世帯、認知症、8050問題等）を察知し対応できるよう、地域との連携を強化していく。各地区に地域包括支援センターが設置できるよう体制整備していく。また、誰もが気軽に相談に行けるよう、各地区センター内への移設を進めていく。

【地域包括ケア課】

(12) 労働問題による自殺対策の推進（重点施策（C））

国では過労死・過労自殺を防止し、仕事と生活が調和した健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のために、長時間労働の是正などの対策を進めています。

本市の自殺者数を属性別に見ると、第3位が「男性40～59歳有職同居」、第4位が「男性20～39歳有職同居」となっており、働き盛りの自殺がなお多くなっています。職業別の自殺者数を見ても、第1位は「被雇用者・勤め人」となっており、中高年の有職者の自殺についても対策を講じる必要があります。また、自殺死亡率では「男性40～59歳無職同居」が突出して高くなっており、失業や経済・生活問題などさまざまな問題を抱える無職者への配慮も必要です。

C-1 労働問題に関する支援の充実

- ・職場におけるハラスメントや労働ストレスに関する相談を個別に受けた場合、労働基準監督署や無料法律相談等を情報提供し、傾聴支援とともに必要時には精神科受診をすすめた。

【こころの健康支援室】

- ・労使に関する諸問題について、社会保険労務士による相談を行った。

〔相談件数：72件〕

【経済振興課】

- ・専門家による様々な経営相談を支援した。
〔専門家と職員帯同によるワンストップ支援：53件、よろず支援拠点出張相談：84件、事業承継相談：27件、デジタル化支援セミナー：116人参加〕

《越谷商工会議所》

C-2 就労支援に関する支援の充実

- ・就労支援員2人を配置し、生活保護受給者が早期に就労・自立できるよう支援を行った。

〔支援者数：317人、就労決定者数92人、就職率29%〕

【生活福祉課】

- ・市民活動支援センターや市内各老人福祉センターなど5施設において就労訓練事業を実施した。また、障がい者就労支援センターにおいては、障がい者やその家族、障がい者を雇用している又は雇用しようとする事業者を対象に、就労に関する相談を受け、その内容に応じた支援を行った。

【障害福祉課】

- ・精神疾患等を抱えた就労困難な方に対し、医療機関への継続受診をサポートしつつ、障害福祉課や障がい者等相談支援センター、生活自立相談よりそいとともに継続的な見守りを行った。

【こころの健康支援室】

- ・若者、女性、高齢者等の就職支援に関し、専門のキャリアコンサルタントを配置して、就職に関する指導・助言や情報等の提供を行った。

[相談件数：292件]

【経済振興課】

- ・生活困窮者や児童扶養手当受給者に対する就労支援について、ハローワーク就労支援ナビゲーターと関係機関が連携し、担当者制による就労支援を実施した。

《ハローワーク越谷》

C-3 労働環境の改善とメンタルヘルス対策の推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる市内企業の具体的な取組を紹介するリーフレットを作成し、市内の事業者等に配付し、啓発を行った。

[配付数：5,600枚]

【人権・男女共同参画推進課】

- ・臨床心理士による就職に対する様々な心理的不安や悩みを抱える方を対象に、専門的なアドバイスを実施した。

《ハローワーク越谷》

- ・中小・小規模事業者の経営基盤強化と経営力の向上を図るため、経営指導員常駐の経営相談室を引きつづき設置し、相談しやすい環境を整備した。経営指導員9人が1,729事業所に巡回窓口相談指導を2,980回行ったほか、経営・情報化・税務・労働・取引集団指導セミナーを40回開催し646人が参加、経営・金融・税務個別指導相談会は72回開催し1,533人を支援し、電子帳簿保存法実務セミナーでは82人が参加した。

《越谷商工会議所》

＜今後の取組と課題＞

- ・会員への周知が不足しているため、研修等を通じて、自殺対策についての関心を強化していく。それによって、各会員が相談者との関係で、自殺リスクに応じた対応が行い得るようになることを目標とする。

《埼玉弁護士会越谷支部》

- ・生活保護受給者の就労・自立を支援することにより、自殺リスクの回避を図る。就労が継続できるよう、定着支援を強化する。

【生活福祉課】

- ・就労支援センターや就労訓練実施施設、ハローワーク等関係機関との連携を深め、また民間企業への情報提供を積極的にすすめていく。

【障害福祉課】

- ・継続して小規模事業者には対応し難い制度改正やデジタル化支援事業を強化して取り組んでいく。

《越谷商工会議所》

(13) その他自殺対策に必要な施策の推進（基本施策）

災害対策や駅ホームにおける安全性向上など、自殺対策に必要かつ効果的な施策を推進していきます。

- ・市民の福祉の向上を図るため、火災等の被害を受けた方を対象に、見舞金を支給した。

[災害見舞金実績：全焼9件、半焼2件、重傷者3件、死亡2件、床上浸水241件]

[り災家賃給付：新規4件]

【福祉総務課】

- ・越谷市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱に基づき、「蒲生駅」におけるホームドア整備事業を実施した東武鉄道株式会社に対し、補助金を交付した。

【都市計画課】

<今後の取組と課題>

- ・被災者生活再建支援法の適用を受けた市町村に該当し、対象となる大規模災害が発生した場合は、被害にあった市民のために、申請を受け付ける。

【福祉総務課】

- ・災害が発生した後、精神的不安に対するメンタルケアを行うために、専門職員による避難所等への巡回などを実施する。

【地域医療課】

- ・災害時における被災者の心のケアを含めた支援活動を行う。

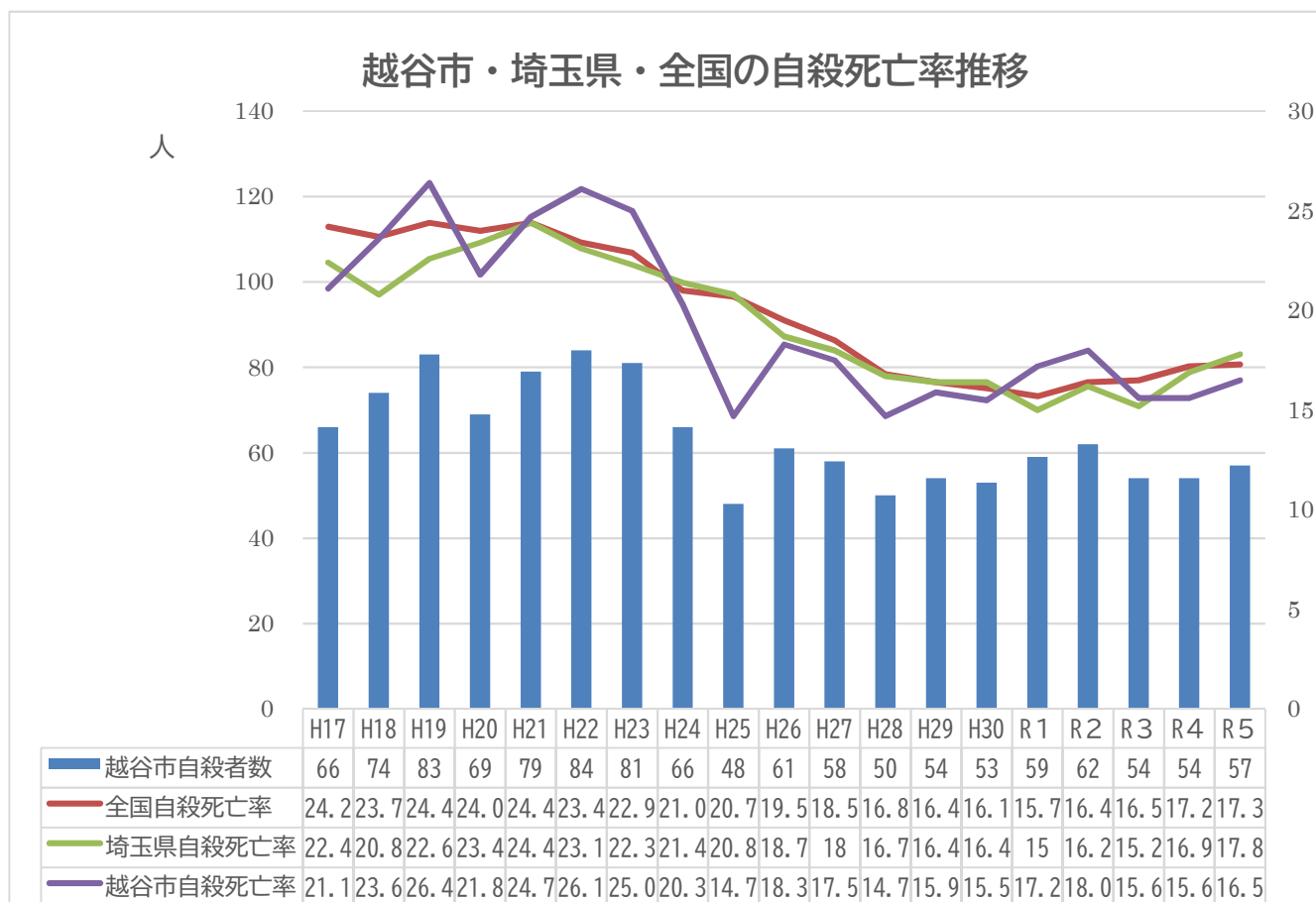
【保健総務課】

令和5年度(2023年度)においては、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより、イベントや事業はコロナ禍以前に回復し、実施することができた。その中で様々なニーズが増えている。また、全国の自殺者数はコロナ禍の影響により増加に転じ本市においても同様に变化しており、今後の相談や対応が必要となっている。

平成31年に策定した「越谷市いのち支える自殺対策推進計画」が令和5年度で終期を迎え、自殺を取り巻く環境が大きく变化したことを踏まえて「第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画」を令和6年3月に策定した。

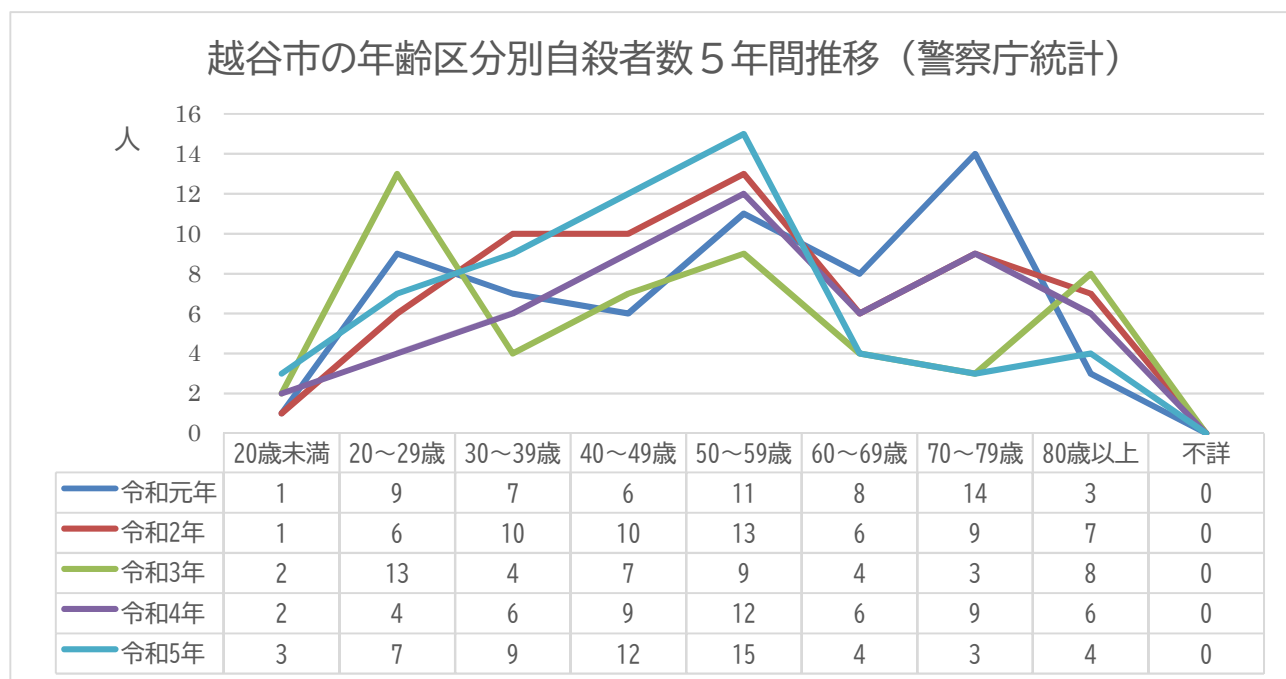
市民の生命を守る自殺対策事業の必要性は高まっており、引き続き官民協働による自殺対策の推進を図る必要がある。

2 関連データ



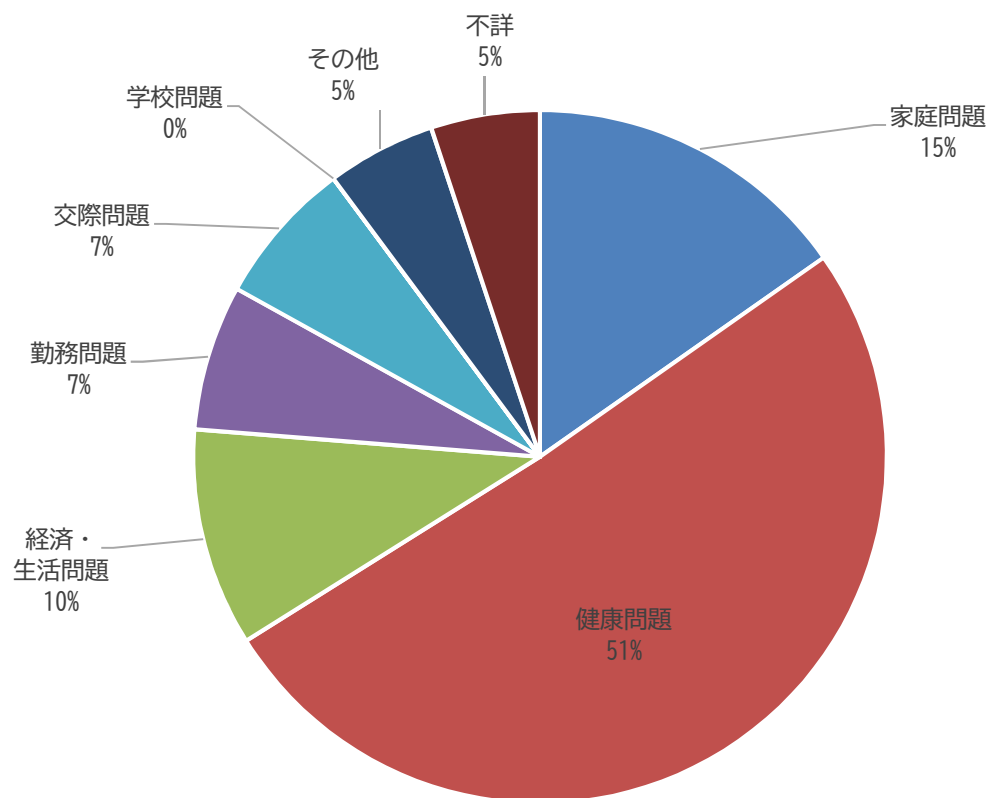
※自殺死亡率は人口10万人あたりの年間自殺者数の割合

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



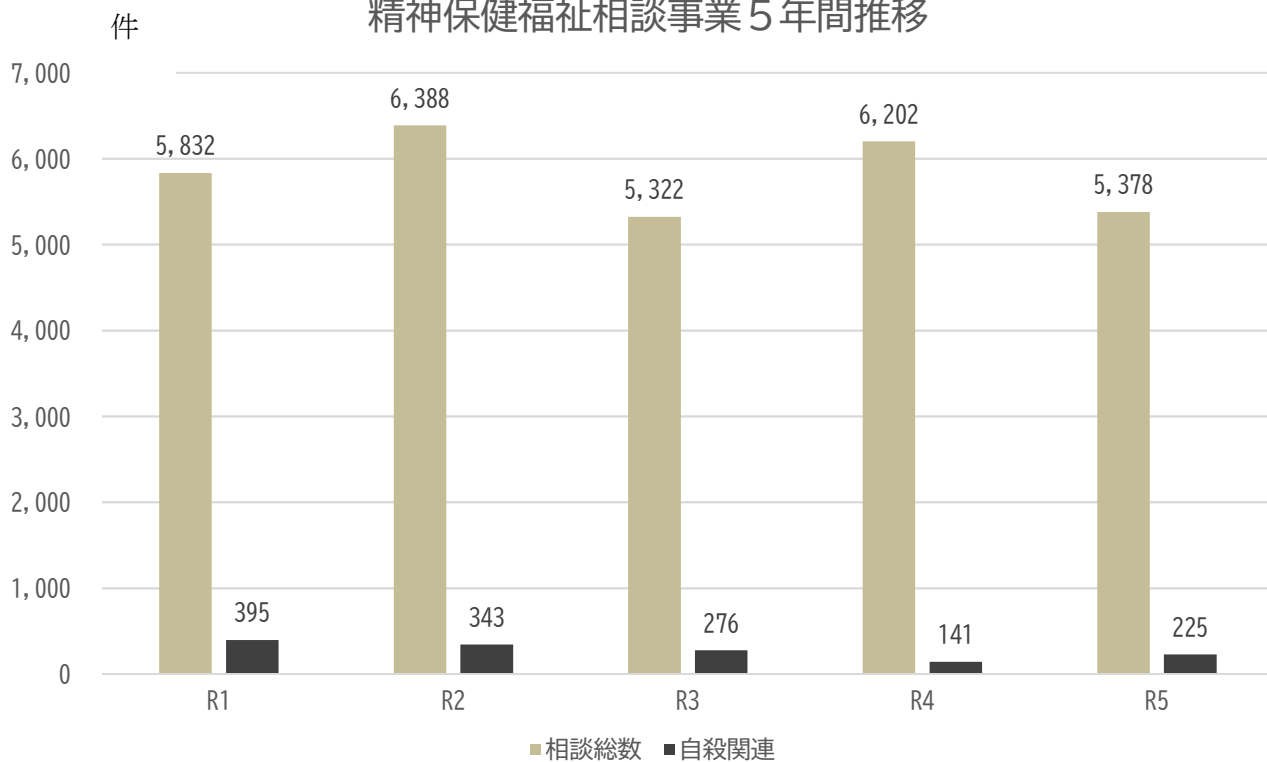
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

令和5年（2023年）越谷市自殺の原因



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

精神保健福祉相談事業5年間推移



3 越谷市自殺対策推進条例

平成30年6月21日

条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、自殺が重大な社会問題となっている現状に鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、市、学校、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、自殺対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自殺対策を総合的かつ計画的に推進し、市民一人一人が自他のかけがえのない命を守り、大切にし、誰もが自殺に追い込まれることのない、地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての市民がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援及びそれを支えるための環境の整備充実が適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、包括的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、自殺の実態又は地域の実情に即して実施されなければならない。

4 自殺対策は、自殺の予防又は自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、国及び埼玉県と連携を図りつつ、市、学校（学校に類する教育機関を含む。以下同じ。）、事業者（市内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。）、市民、医療機関、福祉関係機関等の相互の密接な連携及び協力の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市の実情に応じた自殺対策を実施するものとする。

2 市は、前項の規定による自殺対策の実施に当たっては、市内の自殺問題に関する状況及び情報について組織横断的に分析し、効果的なものとなるよう努めるものとする。

3 市は、事業者及び市民の自殺対策に関する取組みを支援しなければならない。

4 市は、自殺対策の担い手でもある職員が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(学校の責務)

第4条 学校は、市、保護者及び関係機関と連携しながら、児童、生徒又は学生が

命の尊さに対する理解を深め、心身ともに健康な生活を送ることができるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 学校は、命の尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。

3 学校は、児童、生徒又は学生の心の迷いのサイン等を見逃すことなく、適切に対処するものとする。

4 学校は、児童、生徒又は学生と接する教職員が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市又は関係機関と連携しながら、その職場で働く全ての者が、心身の健康を保持しながら職務に従事できるよう、その職場環境の形成に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、自殺に対する正しい知識を習得し、理解を深め、一人一人が自殺対策の担い手になれるよう努めるものとする。

(名誉、心情及び生活の平穏への配慮)

第7条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの者の親族等の名誉、心情及び生活の平穏に十分配慮しなければならない。

(計画の策定等)

第8条 市長は、次に掲げる施策を推進するため、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- (1) 自殺に関する調査及び研究
- (2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進
- (3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実
- (5) 適切な精神科医療が受けられる環境の整備
- (6) 自殺防止のための包括的な取組の推進
- (7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援
- (8) 自死遺族等に対する支援
- (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援
- (10) 子ども・若者の自殺対策の推進
- (11) 高齢者の自殺対策の推進
- (12) 労働問題による自殺対策の推進
- (13) その他自殺対策に必要な施策の推進

2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民及び保健医療関係者の意見が反映されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(越谷市自殺対策連絡協議会の設置)

第9条 自殺対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として越谷市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の協議に関すること。
- (2) 推進計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 自殺対策の連絡調整に関すること。
- (4) その他自殺対策に関し必要な事項に関すること。

3 前項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。
（財政上の措置）

第10条 市は、自殺対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（市議会への報告）

第11条 市長は、この条例に定める施策に関し、毎年1回、市議会に報告するものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

4 越谷市いのち支える自殺対策推進計画（施策の体系）

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指す

基本施策

- (1) 自殺に関する調査及び研究
- (2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進
- (3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実
- (5) 適切な精神医療が受けられる環境の整備
- (6) 自殺防止のための包括的な取組の推進
- (7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援
- (8) 自死遺族等に対する支援
- (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援
- (10) その他自殺対策に必要な施策の推進

重点施策

- (A) 子ども・若者の自殺対策の推進
- (B) 高齢者の自殺対策の推進
- (C) 労働問題による自殺対策の推進

計画の推進

- (1) 官民協働による関係機関の連携推進
- (2) 市役所内の理解促進と推進体制の充実
- (3) 計画の評価